

農集排中井浄化センター最終汚泥引抜き等業務委託 仕様書

1 目的

本仕様書は、農業集落排水処理区域である中井処理区域を新発田市公共下水道への接続に伴い、新発田市(以下「発注者」という。)が管理する中井地区農業集落排水処理施設(以下「中井浄化センター」という。)の最終汚泥引抜き等業務(以下「業務」という。)の委託内容について定めることを目的とする。

2 委託する業務の名称

農集排中井浄化センター最終汚泥引抜き等業務委託

3 所在地

中井浄化センター(新発田市小舟町2丁目)

4 委託の期間

契約日から令和6年10月31日

5 業務の内容

中井浄化センター内各槽に貯留する汚泥の引抜きを行い、中井浄化センター場外へ搬出し、運搬を行うものとする。

(1) 引抜いた汚泥については、発注者の指定する場所へ運搬する。

名 称: 新発田市クリーンアップいなほ

所在地: 新発田市中曾根字中坪 1612 番 3

(2) 汚泥の引抜きをしたのち、各槽の壁面等を洗浄清掃及び消毒をする。

なお、当該業務(作業)にあたっては酸素欠乏・硫化水素の危険性が危惧されるため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、その指示のもと従事すること。

6 運搬・処分等の対象 (※数値は見込値)

・槽内汚泥引抜き及び運搬	V=636.2 m ³
・槽内洗浄	A=783.5 m ²
・槽内消毒	A=783.5 m ²

7 その他

(1) 業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般廃棄物処理法その他関係法令を遵守し、適切な方法で行うこと。

(2) 業務の履行に使用する機材機器等及び運搬に供する車両は受託者が用意するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

(3) 作業に供する電力、水道料金は発注者の負担とし、現地にある機材機器等は無償で貸与する。

(4) 本仕様書及び契約書に記載のない事項については、発注者受託者協議のうえ、決定する。

8 報告書の提出

- (1) 業務の履行を明らかにする作業書類(写真)等。
- (2) 一般廃棄物処理業許可証の写し。
- (3) 搬出量の取りまとめ表。

※提出された見積書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。